第三条　旧規則第五条の表第十五号の二、第十五号の三及び第十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定は、平成二十七年十二月八日までは、新規則第五条の表第十五号の二、第十五号の三及び第十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

第四条　旧規則第五条の表第三十五号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定は、平成二十七年一月二十九日までは、新規則第五条の表第三十五号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

○環境省令第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百四十八号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月二十八日　　環境大臣　松本　龍

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の二第二号ロ中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「規定による」を削り、同条第七号チ中「者を含む。」の下に「第十二条の十二の二十八を除き、以下同じ。」を加える。

第二条の六第一項中「規定による」を削り、同項第二号ロ中「法第七条第五項第四号リに規定する」を削る。

第三条第四項中「規定による」を削り、同項第七号中「法第七条第五項第四号リに規定する」を削り、同条第五項第七号中「損益計算書」の下に「、株主資本等変動計算書、個別注記表」を加え、同項第十三号中「法第七条第五項第四号リに規定する」を削り、同条第七項中「第八条第一項」の下に「の許可」を加え、「規定による」を「変更の」に改める。

第四条第一項第七号イ中「外気」を「法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。）である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気」に改め、「供給装置が」の下に「、それぞれ」を加える。

第四条の四の次に次の三条を加える。

（定期検査の申請）

第四条の四の二　法第八条の二の二第一項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　一般廃棄物処理施設の設置の場所

三　一般廃棄物処理施設の種類

四　許可の年月日及び許可番号

（定期検査の期間）

第四条の四の三　法第八条の二の二第一項の環境省令で定める期間は、法第八条の二第五項の検査を受けた日、直近において行われた法第九条第二項において準用する法第八条の二第五項の検査を受けた日又は直近において行われた法第八条の二の二第一項の検査を受けた日のうちいずれか遅い日から五年三月以内とする。

（定期検査結果の通知）

第四条の四の四　都道府県知事は、法第八条の二の二第一項の検査を行つたときは、検査の結果を通知する書面を交付するものとする。

第四条の五第一項中「第八条の三」を「第八条の三第一項」に改め、同項第二号ロ中「外気」を「法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気」に改め、同項第十六号中「措置」の下に「（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）」を加え、同条第二項中「第八条の三第一項」に改め、同項第十四号中「措置」の下に「（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第四条の五の二　法第八条の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　令第五条の二に規定する焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）次に掲げる事項

イ　処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ　前条第一項第二号ト、リ、ヲ、ツ、ラ（ウにおいてその例によるものとされた場合を含む。）、ノ、ク(2)、ヤ(1)、マ(4)及びケ(5)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)　当該測定を行つた位置

(2)　当該測定の結果の得られた年月日

(3)　当該測定の結果

ハ　前条第一項第二号ヌの規定によるばいじんの除去を行つた年月日

ニ　前条第一項第二号カの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)　当該測定に係る排ガスを採取した位置

(2)　当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(3)　当該測定の結果の得られた年月日

(4)　当該測定の結果

ホ　前条第一項第二号マ(1)及びケ(2)の規定による保管設備内の清掃を行つた年月日

二　令第五条の二に規定する焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）次に掲げる事項

イ　処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ　前条第一項第三号イ(4)及び(6)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)　当該測定を行つた位置

(2)　当該測定の結果の得られた年月日

(3)　当該測定の結果

ハ　前条第一項第三号イ(7)の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

ニ　前条第一項第三号イ(9)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)　当該測定に係るガスを採取した位置

(2)　当該測定に係るガスを採取した年月日

(3)　当該測定の結果の得られた年月日

(4)　当該測定の結果

三　令第五条の二に規定する焼却施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）次に掲げる事項

イ　処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ　前条第一項第三号ロ(2)及び(3)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)　当該測定を行つた位置

(2)　当該測定の結果の得られた年月日

(3)　当該測定の結果